

議題 1) 平成22年度地域包括支援センター運営状況について

議題 2) 平成23年度地域包括支援センター事業計画について

事務局より、次の資料により一括説明

- 資料 地域包括支援センター・総合相談窓口の事業実績
- 資料 地域包括支援センター・総合相談窓口の自己評価
- 資料 地域包括支援センターの収支状況
- 資料 各区地域包括支援センター運営協議会報告
- 資料 地域包括支援センター及び総合相談窓口担当者研修について
- 資料 平成 23 年度地域包括支援センター実施体制と事業計画

委員長

平成22年度の運営状況と23年度の実業計画でございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員

資料 の地域包括支援センターの収支状況のところの各センターの人員費で、超過勤務手当というのがすべてに出てるんですけども、どんな仕事の内容で超過勤務をしなければならないのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

事務局

ほとんどが、相談というのが、いつ入ってくるかわからないということで、時間外にどうしても出向いて行かなければならない、相談対応しなければならぬといったところでの超過勤務になっていると思っております。

委員

24時間体制ですよ？そこを鑑みて、どういうふうな形態になっているのかちょっと心配しているところでもありますけれども。

事務局

24時間緊急の連絡の体制がとれるようにということでは、各センターにお話をさせていただいております。もし相談が入ってきた場合には、どういうルートで、どこが相談をお受けするのかということについては、毎年包括を回らせていただく中で確認をさせていただいております。夜間・休日に相談が入った場合、それを受ける担当部署が基本的には決めた形で、具体の相談なりに対応していただいていることになっております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

委員

資料 の自己評価の4ページ、包括的・継続的ケアマネジメントですけども、最後のところ、入退院時の連携促進や在宅生活の支援体制整備の平均値が3.8で、去年よりも0.1上がっていることは上がっているんですが、例えば西淀川区が5で、玉出が2、自己評価に対して非常にばらつきがあるということと、5が果たして本当に5なのかということと、3.8というのは、地域包括ケアを構築していく上において、日常生活圏域で入院されて介護を受けられた方々が、障害とかをお持ちになって帰ってこられるということに関して、どれだけ住み慣れた町で生活可能になるのかということ、先ほど委員長もおっしゃってました、要の機関ということで、ここのところがどういう状況なのか、もう少し詳しくちょっと調べていただければいいなと思います。

西淀川区の5、鶴橋の5、さきしまの5、中野の5、ここの部分はどういう意味で5に

なっているのか。非常に厳しく評価されている玉出は、何が到達できていないために2にしているのかというところ、ちょっと教えていただければ。

事務局

確かに、4から5というのが本当に正しい数字なのかどうかというところは、ご指摘のとおり、なかなか自分たちでは気づいていないところがあるのではないかなと思っておりますので、これはあくまでも自己評価ですので、現在、全包括を実態確認で回らせていただいておりますので、その中でまたこういった取り組みの状況につきましても、確認をさせていただきたいと思います。

委員長

一つお聞きしたいのですが、資料の6ページ、二次予防対象者、昔の特定高齢者なんですけど、もうプランは取り扱わなくていいという方向で、昨年8月出てますけれども、大阪市はどういう方針でやっていて、今この実態の数になっているのか、少しお話をお聞きしたいのですが。

事務局

この二次予防のプランにつきましては、昨年8月に国が要綱改正をしましたが、昨年1年間は、大阪市はそのままの形で継続してケアプランを作成していただいている実績を残させていただきました。今年度からケアプランにつきましては、必要なケースについて立てていただくということで、今年度からこのケアプランのことについては変更したという状況でございます。

委員長

わかりました。ほかにいかがでしょうか？ないようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題3の介護予防支援業務を委託できる居宅介護支援事業所について、ご説明をお願いします。

議題3) 介護予防支援業務を委託できる居宅介護支援事業所について

事務局より、資料「介護予防支援業務一部委託事業所一覧」により説明

委員長

どうもありがとうございました。

介護予防支援業務の一部委託事業所についてでございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、次の議題の4にいてみたいと思いますが、地域包括支援センター複数化の効果と課題等の検証についてでございます。

議題4) 地域包括支援センター複数化の効果と課題等の検証について

事務局より、資料「地域包括支援センター複数化の効果と課題等の検証について」

により説明

委員長

最初に3カ所の地域包括支援センターの新設をした、これは2年目の調査結果で、3年目で2年間、2回目の調査でございますが、地域包括支援センターとして地域に定着をしてきてるんじゃないかということでございますし、さらには平成23年4月に新設した16カ

所をヒアリング調査をされて、いくつか生活保護の問題であるとか、虐待対応の役割分担等の問題点もあるけれども、全体として地域の中に溶け込んでいっている、こういうご報告でございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

委員

ちょっと、私、勉強不足でわからないので伺いたいのですけれども、質の担保というの、ものすごく大事な要素だと思うんですね。全体的なことでもいいんですけど、地域包括支援センターにかかわっている職員というのは、正職員なのかパートさんか、大体年齢層がどれぐらいの人が占めて、どういう人が指導しているのか、教えていただけませんか。

事務局

地域包括支援センターの職員は、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等ということで、必ず3職種を配置するようになっておりまして、大阪市の場合、地域包括支援センターをオープンする際には、必ず常勤でその3職種を、高齢者人口6,000人に配置するようにということで、実際の運営をしております。

年齢層は、きっちりと調査をしたことはないんですけども、いわゆる管理者以外の方の年齢は、かなりお若い方が多いと思っております。ただ、管理者の方はそれなりの経験を積んだベテランの方が多く、一般の職員の方よりは年齢が上になっているところで、具体的な年齢は、申しわけないんですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

委員

というのは、看護協会の看護の世界も、今、人手不足のことが多く、問題になってるわけですよね。斡旋業者がすごく動いているんですね。だから、どういうふうに確保して、業者が動いて人を対応させているのか、もっとも大事なことなので、わからないままにこっちに来なさいと言うこと言われても困るし、看護の世界でもそういう動きになっているので、ちょっと質の担保ということと、きちっと継続するためには、評価がまだ生ぬるいんですね。どこがどうかってことが見えないので、背景になる人をきちっと、どういう人なのかということ調べた上で、どういう指導がどうだからこうだということを明確にインプットされたほうがいいかなという印象をちょっと受けております。

事務局

大いに参考にさせていただきたいと思っております。

委員長

ほかにいかがでしょう。

委員

新包括が再度アンケート調査して、わりと好意的な答えが多かったというのはほっとしたんですけども、昨年やられた大阪市の高齢者実態調査でケアマネのものをしてみた場合、ケアマネが地域包括に一体何を期待しているかということ、多くの問題点を持っている処遇困難事例ですね。虐待をされながら認知症の高齢者とか、周りの人たちに非常に迷惑をかけているような方々に対して、相談をしてきちんと対応してほしい。

これを見てみると、近くになってよくなったとか、そういうようなケアマネの評価になっているんですけども、新包括で対応しきれなかった場合に、区社協包括に頼んでいるのか、区役所に頼んでいるのか、それとも「これ以上できません、すいません」と言って、ケアマネに言っているのか、そここのところの部分がちょっと見えてこないんですが、非常にケアマネさんが困っている事例を地域包括が受け止めるというときに、どのような対応をされているのか、わかっていればちょっと教えていただきたいのですが。

事務局

高齢者虐待につきましては、基本的に区役所と包括が連携して動くこととなりますので、当然包括は権限というところでは、発動する権限を持っていないということもございますので、非常に困難なケースについては最終的には区が引き取って、老人福祉法上の権

限発動も含めて対応することになると思っておりますので、対応が難しい場合は、区と一緒に動いていただくということで、当事者の方に不利益な状況になるということはないかなと思っております。

ただ、そうではない、例えば認知症の高齢者の方の支援であるとか、非常に複雑な問題を抱えている処遇困難事例ですね、そういったところに一包括でどこまで対応ができていのかにつきましては、非常に難しい状況かなというのを感じておまして、私どももご相談いただければ助言させていただきますし、あらゆる機会、例えば5月の新設包括の訪問であるとか、今現在評価のために全包括回らせていただいているんですけれども、そういう中でご相談をいただいた場合は、すぐにこちらのほうで助言なりもさせていただきますんですが、前から包括全体をスーパーバイズする問題ですね、そこをどうしていくのかというのは引き続きの大阪市としての課題だと認識しております。

委員

課題認識はいいんですけれども、地域包括支援センターといえ、増えれば非常にいいよというアンケート結果出たんですけれども、一番の大きな不安というのは、数が増えれば質の担保をどうするねん。そのためにスーパーバイズは研修の体系化であるとか、評価基準をどうするかとか、地域包括自体を、以前も発言したと思うのですが、例えば地域ケアシステムの流れ、地域福祉計画の中にどう位置づけるかとか、そのへんはもうちょっと突きつめて考えていく必要があるのかな。

そうしたときに、3職種4事業というのがあるんですけれども、3職種4事業の中に地域福祉計画であるとか、地域包括ケアというのを意識した場合に、たぶん権利擁護とか地域のネットワークって非常に大事なポイントになるんですよね。予防的な地域、いろんな消費者被害であるとか、いろいろ予防的な地域をどうつくっていくか。住民参加の地域を、地域で課題解決できるような、単なる地域包括がワンストップだけではなくて、ネットワークをどうつくっていくかということ、こちらのほうで意識して、そっちに向かわせていかんといかんと。

そうしたときに、例えば次の選定にあたって、地域包括としてあげられているような、単なる利用者の評価も大事、ケアマネの評価も大事だけれども、医師会とか薬剤師会とか福祉関係者とか、住宅とか、そこらへんのネットワーク。ネットワーク委員会であるとか、民生委員であるとか、そういうものを取り入れた形で、じゃあ地域包括を将来どうしていけばいいんやという、もうちょっと明確なビジョンを示していかないと、高齢者だけの介護保健事業だけの世界で終わっちゃうというのは、ちょっと違うん違うかなと、個人的に思っています。そこらへんを前向きに。

戻るんですけれども、例えば一つの質問として、以前、私なりに、大阪市の地域福祉計画の中に、ことし3月の社会福祉審議会の答申から出たように、地域包括支援センターが大阪市さんとしてどういう位置づけで考えておられるのかという、もし今のところ考えておられることがあれば、教えていただきたいと思えます。

委員長

どうでしょうか。地域包括支援センターの今の話で、一個人、オールワンストップで支えるとか、そういうことも大事なんだけど、今回の介護保険法に関しても、地域のネットワークをきっちりつくれという法改正の中身ですが、今、大阪市としてネットワークの位置づけ、地域福祉計画とか高齢者計画と一緒にだろうと思うんです。今すぐ答えられるのは、難しいかわかりませんが、少しイメージとして何かありましたら、お話をいただけたらと思います。

事務局

なかなか難しいお答えしにくい問題ではあるんですけれども、ただ、地域包括、今までの高齢者の関係だけのご相談、支援ということには当然現実的には難しいと。いろんなあらゆるところから、市民が身近であらゆる相談を受けれる、相談をかけれる身近な場所というふうにならなければならないと、例えば児童であったり障害者であったり、も

しくは生活保護を受けておられる方等々も含めまして、身近なところでいろんな相談ができる、そういうふうな形に今後は当然進んでいくとは思っております。

ただ、きょう現在で、この地域包括、今後どうしていくかという明確な答えができなくて申しわけないんですけども、方向性としてはそういう形で、私どもの来年度からの計画の中にも含めていきたいというふうには考えております。

委員長

さきほどの話もあるんですが、できればもう少し地域のネットワークをどうつくっていくのか、一定の道しるべみたいなものを、おそらく地域包括支援センター、皆さんに定評、行政としてはこういうふうにしてくれと、ガイドライン的な、そういうことがなかったら、なかなか今の状態では介護予防プランから要するに地域全体を、障害入れる場合でも同じことだと思うんですが、そういう仕組みをやらなきゃならないだろうと思います。ぜひそういうことをお考えいただくとありがたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

委員

今おっしゃっていたことに関連するわけですが、高齢者実態調査では、64%強の人が「知らない」と言っている事実。さらにそれに加えて、場所は知っているけれども、内容は知らないとか、逆に内容は知っているけれども、場所は知らないというのを合わせると、約10%。そうしますと、74%の人が地域包括のことはわからないと言っているわけで、数を増やして、アンケート調査を見ると身近になっているとかいう利用者の声はあるけれど、それをもってよしという感じでは決してなくて、むしろ知らないのが7割いるんだというその大前提をしっかりとらえていただかないと、地域包括支援センターが市民のものにはなっていないと思います。

事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、やはり地域包括支援センターがどういうところで、どういうものかというのを、広く市民に知っていただくということが大事でございます。

今おっしゃられましたように、このアンケートは、利用されている方というのは、逆に知っておられる方がアンケートをとってるわけでございまして、そういう意味でいえば、そういういい数値が出るのが当たり前でございます。そういった意味で、先ほど少し課長のほうからも説明いたしましたが、市政だよりであるとか区政だよりであるとか、あらゆる媒体、公的な媒体も含めまして、もっともっと知っていただくということの努力は、私どもこれからやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

本質的な問題にも触れることなんですが、今年度は恐らく法改正と大阪市の介護保険事業計画、あるいは地域福祉計画、その中に地域包括をどういう位置づけで、同時にガイドライン的なものとして、地域包括支援センターがきちっと今法改正の中で言われている内容が実際に実現していく。そういう道筋をぜひつくっていただきたいという、今の皆さん方の話やないんかなと思って、よろしく願いしたいと思います。

それでは、きょうの一番のメインでございます平成24年度地域包括支援センターの設置方針について、事務局から説明お願いいたします。

議題5) 平成24年度地域包括支援センターの設置方針について

事務局より、資料 「平成24年度地域包括支援センターの設置方針について」により説明

委員長

どうもありがとうございました。

新しい24年度の地域包括支援センターの設置ですが、11区12カ所ほど増設したいと、今後また圏域の設定については検討もしたい、あいりん地区につきましては、この圏域を地域包括支援センターの関係でどうするのかというのを、今後審議をしてほしい、こういうことですが、いかがでしょうか。何かご質問ございませんでしょうか。

11区12カ所で、大阪市が目指してきた圏域設定が終わる、こういうことですね、基本的な。

事務局

一定の完了ということで、すべて終わりということではございません。

委員長

ということで、今まで24年の目指してきたその分については一定終わるということになるわけですが、いかがでしょうか。

委員

包括支援センターのほうは一定それで、当初の目標を終了するという事なんですけど、その後、ランチがどうなるのか、そこらへんを少し確認させていただきたいのと、これは次回ご検討されるということなんですけれども、一番最初に公募をしたところが、3年で更新とか再度になるのかちょっとわからないんですけど、ネットワークづくりであるとか、地域での介護支援、事業所の支援はじめ、それは継続性があるものだと思いますので、例えば一定の基準というか、きちっと業務ができてたとして、もう一度、どういうんでしょうか、前回と同様にするような必要があるのかなというのは、むしろ、そこでまた労力を使うようなことよりは、地域支援に継続していただけたらいいんじゃないかなということは、ちょっと感じております。

最後に、先ほど障害の部分も含めて、いずれ将来的には地域包括支援センターに、そういう機能というお話があったように思うんですけども、実際に障害のほうも虐待防止法が成立して、いろんな相談窓口等の動きが出てくる中で、少し気になるのは、どうしても行政の組織の中でそれぞれ高齢者、障害者という縦の部分がありますので、「いずれ」の前に、各部署で動き出したらもう戻らないとか、いっしょになれないとか、そういうことが過去にはあったような気がしますので、そんなところへんも、もしそういうことがあれば、当然、もとでそうされているのかもしれないですけども、課を超えてというか、局でしっかりまとまって進めていただけたらなと思います。

委員長

要するに3年目、更新していくということなんだけれど、特に個人の事例もあれば、地域のネットワークという、1回積み上げたものがほかの事業所に移ったときに、もう1回一からスタートするという、ある部分が崩れてしまう可能性もあるんじゃないか。そういうことで、少し評価を一定の基準の中で、ここはやってもらっても大丈夫だみたいな議論、あるんじゃないかという、たぶん、ご意見だと思いますが、そのあたり、どうでしょう。

事務局

具体のところは、まだ次回、この場でお諮りをしたいと思うのですが、基本的には市民の側に立てば、担当する包括の法人がころころ、ころころかわるといのは、好ましい状況ではないなとは思っております。2回目の選定にあたりまして、3年間積み上げてこられた部分というのは、非常に大きなものがあると思いますので、そういった実績はきっちり見させていただかないといけないのかなというのは、今の私どもの考えでございます。

委員長

2番目のこれは、障害含めた地域包括がやっていく上での何かご意見、いかがでしょう。

事務局

もともと、先ほどもございましたけれども、社会福祉審議会の中で提言が出されておりました、大阪市全体の相談支援体制をどうするかという問題にかかわってくるのだと思っておりますので、私どもの高齢福祉課だけでできるお話ではございませんので、関係課がきちりと連携をしながら、大阪市全体としてどういうふうに進んでいくのかという議論を、これからさせていただきたいと思っております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

事務局

それと、ランチのご質問をいただいております、ランチの問題につきましては今年度中に方向性を出すということ、前々からこちらの課でお約束をさせていただいておりますので、またこちらの問題も、次回以降のこの場でお諮りをしたいと思っておりますが、国の動向というのもあると思っております、中学校圏域の地域包括ケアの取り組みということにつきまして、かなり国のほうでも気にしているという状況を感じた上で、大阪市としてもランチの取り扱いについてはいろいろと検討していきたいと思っております。

委員

少しほかの話になるのですが、資料の5ページの件なんですけれども、長吉が永寿福祉会がやられていて、瓜破も永寿福祉会さんがやられておる。社協包括は1万人ぐらいの高齢者の対象になっておるんですが、この法人は、約21,000人の部分になるわけですよ。そういうことは、先ほどの委員の話にもありましたけれども、社協包括の今までずっと培ってきた部分のこと等踏まえてやるのと、新しく新設された法人でやるというのが、この状態が果たしていい状態なのかどうかという部分と、ちょっと踏まえて検討していかないといけないんじゃないかと思うんです。

区社協包括が今まで地域包括として培ってきた地域ケア会議等から踏まえると、私自身は、基幹型としておいといてやるべきものではないのかなと考えているんですけれども、並列でやっていくことを考えたときに、区社協包括のほうがどんどん、どんどん対象人口が減って行って、新しい法人のところが増え数多くなっていくという部分が、果たしていい方向なのかどうか。平成23年、半年近くなって、何か動きがあればちょっと教えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

事務局

確かに各区、複数化が進んでおまして、大きな区に4カ所、5カ所の包括が出てくるということになりますと、やはりどこかで取りまとめていくという機能が必要になっているというのは、課題だと思っております。ただ、それをどういう形でしていくかということについて、この場ではっきりしたお答えというのはできない状況なんです、何らかの形で、区内の課題を吸い上げて、区としてその課題を解決していくために進んでいくとか、各包括の取り組みの平準化を図っていくとか、そういった面での取りまとめ機能というのは、どこかに置かなければならないかなというのは考えております。

委員

長吉と瓜破で、同じ法人だけれども質としては違うのかとか。同じ法人だから同じような質できちりとやられているんだとか。社協包括とどのように違いがあるのか。そのところの部分とかちょっとはっきりしておいてもらわないと、今度また順にやると言われたときに、同じような事例が出てきた場合、非常に迷うところが出てきます。やはり一つの法人がある程度大きなところで営業をやってもらったほうがいいんだということであれば、その方向で進むべきであろうし、いや、一つの法人が区社協と同じ機能を持っていないような状況のほうが多いということであれば、なかなか法人を選定するときも難しいと思うので、そのところ、特に平野区のこの状況等をもう少し分析していただければと思います。

事務局

今、おっしゃったこと、私ども、この場でどうこうということは言えないんですけども、一度いろんな形で調べさせていただきたいと思います。

今、おっしゃいました区社協包括を基幹型にすべきではないのかなというお考え、これも基幹型を区社協ですと置くとか、その上に、大阪市全体としてそれをアドバイスできるような形にしていくのか、そういうところも今後検討していかねばならないと思っております。先生方の意見も十分に踏まえて、私どもこれから検討をしてみたいと思います。

ただ、今おっしゃいました、一つのそういう福祉会が数か所のところをもって、全体的に、いえ、圏域を何か所も持つことがいいのかどうかということにつきましても、今すぐ、私、お答えはできませんが、ちょっと調べさせていただきまして、またお答えさせていただきたい。当然、次のときには圏域を決めて、何箇所かというお話をさせていただきますので、その時には私どもの基本的な考え方としてお示しをしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

地域包括ケアが非常に強調されていきますと、従来は、先ほど委員がお話されたように、ワンストップサービスとかいう、個人がどううまく機能するのかということではすまなくなってきた、地域をどう網の目をつくりあげていって、そして、一人一人がうまく支援できるかという、地域づくりみたいなのところが大きくなってくる。

そうしますと、今出た意見と関係してくるわけですが、社協の機能というのは地域づくりみたいなことやっているわけですよ、地域包括には例えばボランティアを育成したりNPOとの関係をどこまでもっていくか、なかなか難しいかわからない。それは社協の機能としては、そういうものがあるんですね。そういう意味で、今までスタートしたときが、社協が地域包括を担っていたときには、あまり矛盾が生じないんですが、広がっていくと、大阪市全体地域包括ケアの中で、地域包括支援センターが担う部分と社協の活動をどう整備していくのかということ、方向付けをせざるを得ない部分が出てくるだろう。それはたぶん、今の委員の話とも関係するんですが、そこをうまくやれば、大阪市らしい地域のネットワークになると思ひます。ぜひ、そのあたりもご検討いただければありがたいなと思ひます。

今の話、たぶん、そういうことともつながっていて、一つのリーダー的なものをつくるのかどうか、その中に含まれる議論と関係してくるかと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。そうしますと、これは一応、こういう方向で進めていくということで、お認めをさせていただきたいと思ひます。

続きまして、その他でございますが、何か審議題、ございますでしょうか。

報告でよろしいですか。報告事項に入らせていただきます。よろしくお願ひします。

報告1)平成22年度介護予防事業実施状況について

事務局より、「資料 平成22年度介護予防事業実施状況について」により報告

報告2)平成22年度高齢者虐待対応状況について

事務局より、「資料 平成22年度高齢者虐待対応状況について」により報告

報告3)平成23年度認知症高齢者支援にかかる取り組みについて

事務局より、「資料 平成23年度認知症高齢者支援にかかる取り組みについて」により報告

報告4)平成23年度評価のしくみ取り組み状況について

事務局より、「資料 平成23年度評価のしくみ取り組み状況について」により報告

委員長

ありがとうございました。

4点についてご報告いただきました。何かご質問ございませんでしょうか。

委員

資料 の評価のしくみ取り組み状況についてで、2ページ、3ページの評価のしくみの概要で、3.手法別評価の概要の(2)積極的な取り組みの報告と評価で、ランチのところで、ひとり暮らし高齢者等への取り組みが書かれているんですが、先ほど三輪委員からもお話がありましたように、高齢者実態調査でひとり暮らしの方を対象にした調査でも、60~70%以上の方が地域包括を知らないし、ランチなんて聞いたこともないと言ってるような状況で、利用状況報告書を報告して出させて、最終的に評価を決定するとなりますけれども、どこまで本当にできているのかという評価ですよね。できたら、報告書の中身、一緒に運営協議会に出していただけたらありがたいんですが。

今後、都市型の高齢化にはひとり暮らしの方が非常に増えてきて、その方々をどれだけ地域で守ってあげられるのかという評価のところで、ランチも単なる一つの事業評価というだけではなくて、包括も一緒にがんばってやらないといけないところで、このところ、もう少しきっちり報告するように言っていただけないでしょうか。

事務局

ランチのほうのひとり暮らし高齢者の取り組みにつきましては、地域のひとり暮らし高齢者の実態把握という点につきましては、すべての包括、ランチの本来の取り組み、課題だと思っているんですが、この評価の中に入れておりますのは、事前に利用の申込みをいただいて、登録をした方に対して一定訪問を行ったという、その事業の報告書という形になっておりますので、今ご質問いただいた、広くひとり暮らし高齢者の支援というところの取り組みとはちょっと別のところになるかとは思いますが、具体的な取り組みの状況につきましては、もう少し具体的に報告させていただきたいと思えます。

委員

来られた方だけを受けてやるんだったら、どうもないと。アウトリーチで訪問して、今大事なところに皆さん方が行ってはる心が肝心な部分で、非常に大切だと思うので。

事務局

はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長

そのことはぜひ、地域包括支援センターだけでやれないだろうと思うんですね。民生委員とか。そういう意味では先ほど言ったネットワークをうまくつくっていくという、そういう役割を地域包括がやれば、その部分にも民生委員がかかわってくれたりする。ぜひ全体像みたいなものがあれば、今、委員がおっしゃってたように、懸念が少なくなっていくと思うので、全体像をどうつくっていくのかをお考えいただくと、ひとり暮らしにもカバーできるような議論、進んでいくんだらうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局

はい、ご意見わかりました。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

委員

私とこがたまたま去年一昨年から今年にかけて、隣も、その1軒おいて隣も、皆ひとり暮らしになった。私の母親が98で、包括支援センターにやってもらってるんですけど、そういうところへ介護をしてくれるという認定だけでも受けたらどないやと言うんですけど、お年寄りの方は、昔から言うお上のそういう支援を受けたくないという人がものすごく認識が強いんです。しかし、ひとりで住んでるんやからいざというときに、どないもでけへん

から、緊急の場合は私らでも入っていただけますけど、鍵かかってしまってますし、ひとりで中で死んでしまったかてわかれへんのです。それで足が不自由で。そういうときに、地域ネットワーク推進委員とか民生委員とか、全然動いてくださらないんです。

たまたま私ら住んでるもんが、そういうのを知り合って今の包括センターのところのケアマネージャーに来てもらって、とにかく認定だけでも受けといてもらわないかという、いわゆる銀行でいうと口座だけでも開いといてもらおうと、もっとこうやないかという。私は、それを推進しとるんですけどね、なかなかその口座を開こうという気持ちに、年いったらそういう気持ちになってもらわなあかんのですけどね。年いくようになればなるほど、かたくなに「いや、いや、そんなことは」とおっしゃるんです。

もっと広くネットワーク推進委員の方々が、個々に1軒1軒年寄りのいてるとこへは最低月に1回でもまわってもらって、包括センター知らない方には、ぜひ認定を受けてもらうということを推進していただいておきますと、さていうたときに介護保険料かけてるけど何もできないという状態。現に私とこの隣はひとり住まいになってしまって、恐らく私とともいづれそうになっていくだろうと思いますのでね。そういうことで今おっしゃられた地域の活動を密にすることが、これから大阪市の老人対策の政策の中に一番重要視されなければならないことだと私は思うんです。利用者として、一言お願いいたしたいと思いません。